

ご説明資料

2023年2月14日

公益社団法人リース事業協会

公益社団法人リース事業協会の概要

会員会社 230社(正会員 81社、賛助会員149社)

設立 1971年10月15日(公益社団法人移行 2013年4月1日)

事業目的 機械設備等のリース事業及び関連産業の健全な発展を図ることにより、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与すること

業務概要

- 1.リース及びリース事業に関する調査研究並びにそれらに関連する提言
- 2.リース及びリース事業に関する広報
- 3.リース及びリース事業に関する相談並びに情報提供
- 4.リース及びリース事業に関する研修
- 5.その他この法人の目的を達成するために必要な事業

理事・監事会社

会長会社 芙蓉総合リース

副会長会社 三井住友ファイナンス&リース、JA三井リース、三菱HCキャピタル、オリックス

理事会社 SFIリーシング、NECキャピタルソリューション、NTT・TCリース、FLCS、九州リースサービス、静銀リース、首都圏リース、昭和リース、東京センチュリー、東銀リース、ニッセイ・リース、日通リース&ファイナンス、浜銀ファイナンス、みずほ東芝リース、みずほ丸紅リース、みずほリース、三井住友トラスト・パナニックファイナンス、三菱電機フィナンシャルソリューションズ、リコーリース

監事会社 商工中金リース、中道リース

リース産業の概況

会員会社数



1971年 19社
2023年 230社

従業員数



1971年 1,233名
2022年 83,545名

総合リース業(日本標準産業分類)

大分類 不動産業、物品賃貸業

細分類 総合リース業

- 産業機械, 設備, その他の物品を特定の使用者にかわって調達し, それを**賃貸する事業**のうち, 賃貸するものが他の小分類3項目以上にわたり, かつ, 賃貸する期間が1年以上にわたるもので, その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。

企業のリース利用率



1974年 40%
2020年 88%

リースの市場規模

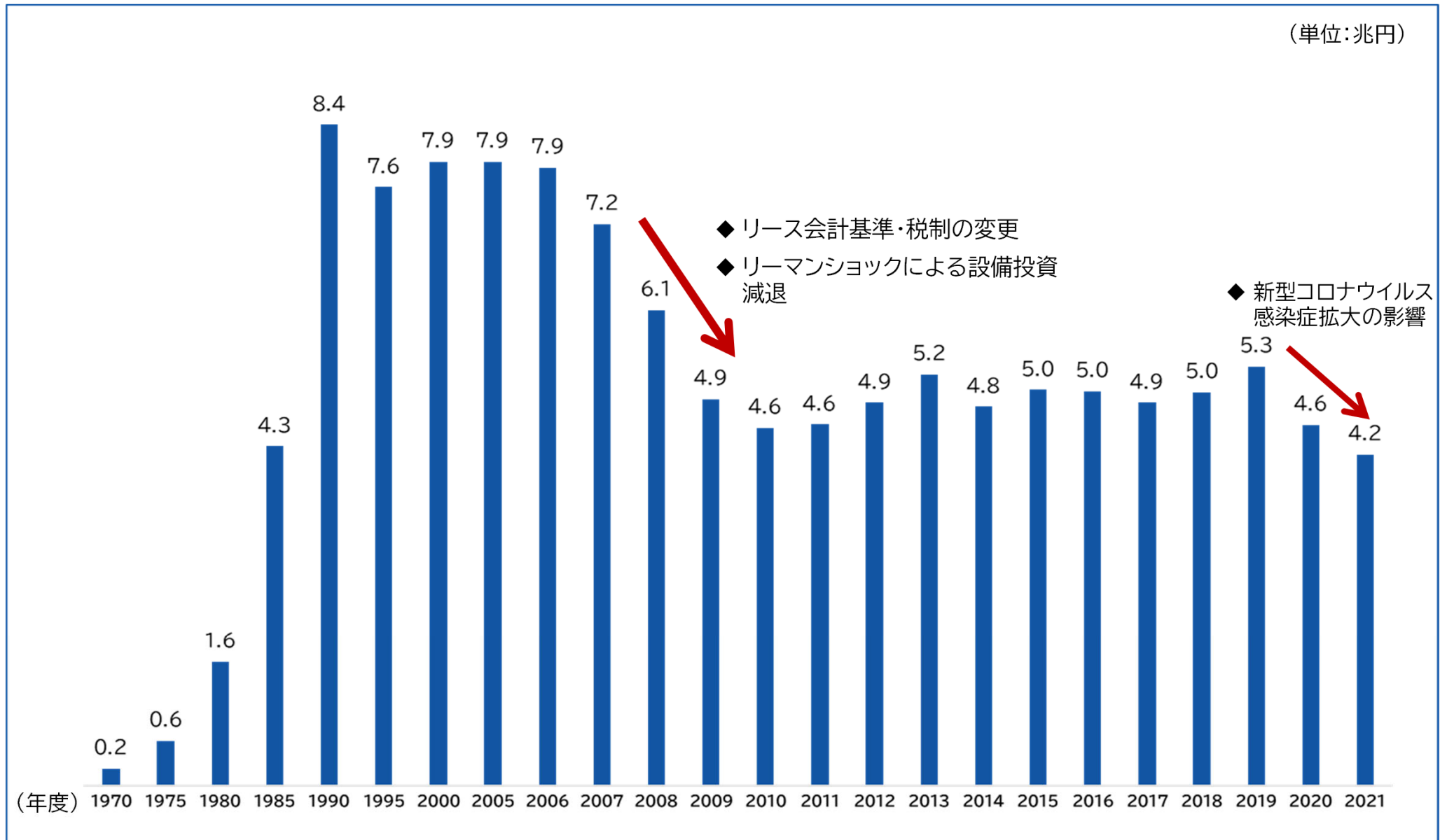


1971年度 2,793億円
2021年度 42,186億円

リース取引の現状

リース取扱高の推移

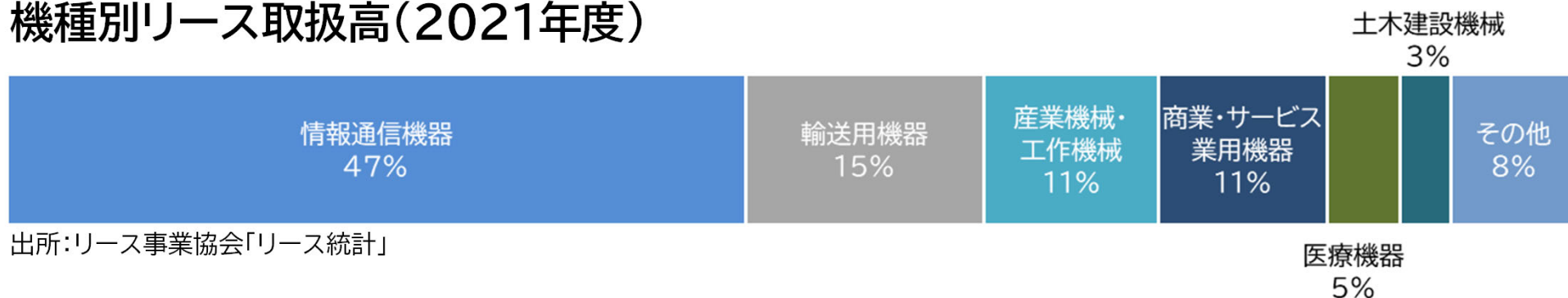
※リース取扱高はリース契約(所有権移転外ファイナンス・リース及びオペレーティング・リース)の総額を意味します(以下同じ)。



出所:リース事業協会「リース統計」

リース取引の現状

機種別リース取扱高(2021年度)



ユーザーの企業規模別リース取扱高(2021年度)

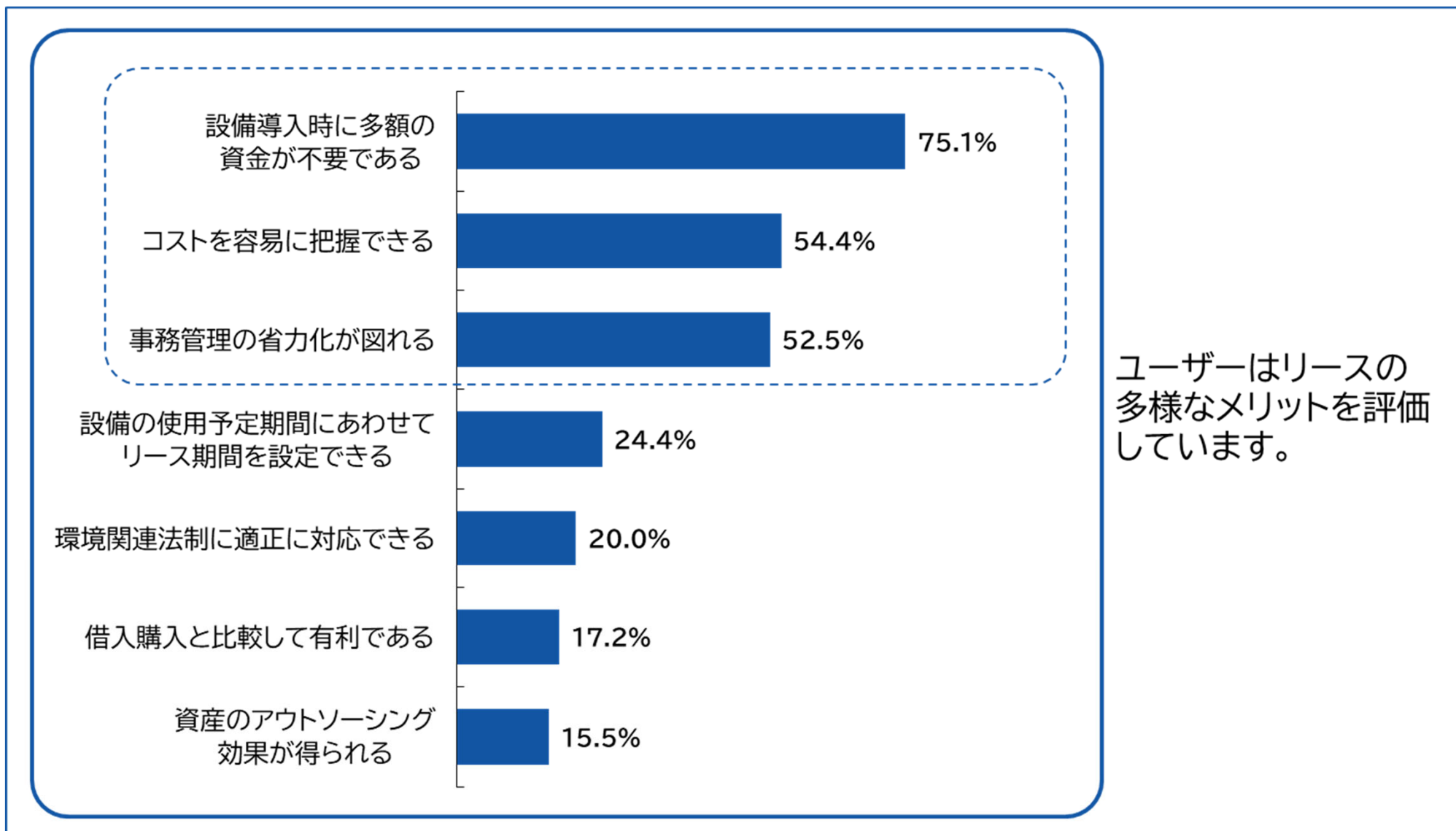


リースの利用率(2020年)



リース取引の現状

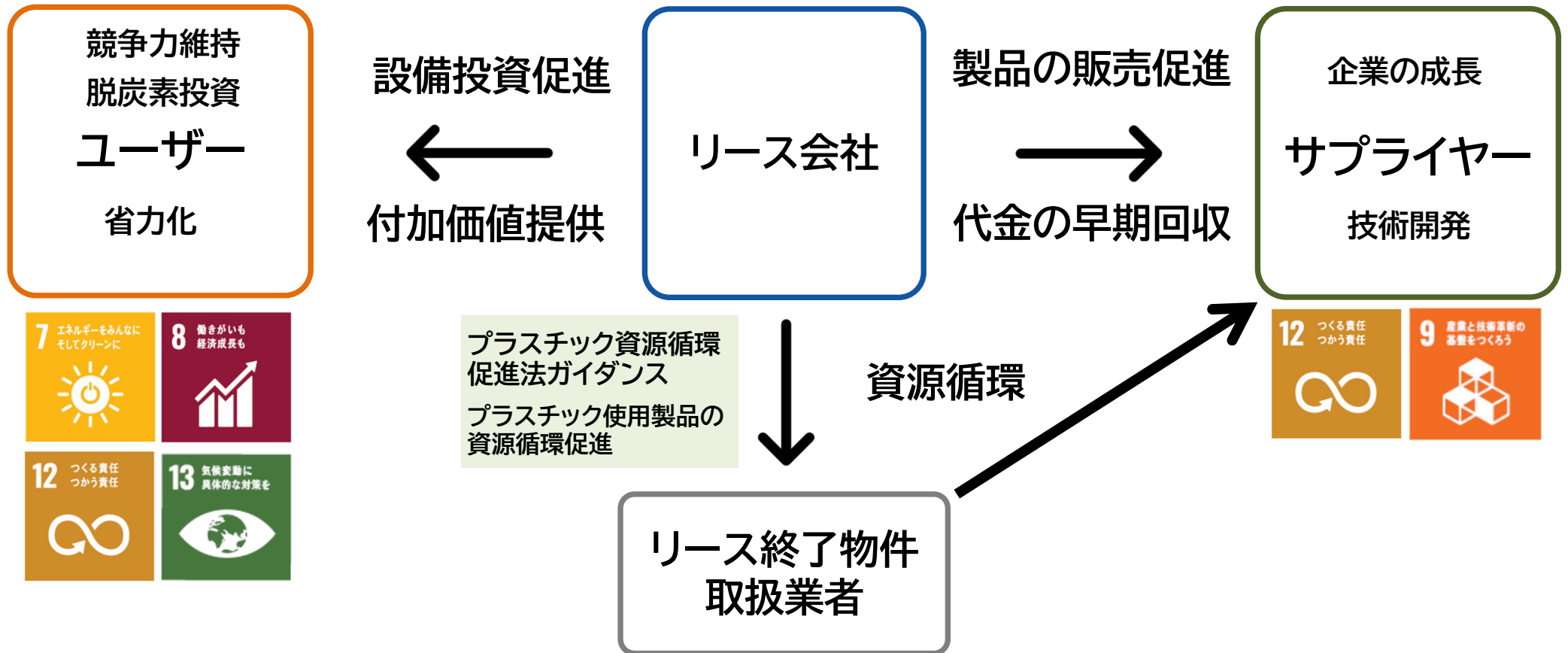
ユーザーのリース利用理由(複数回答)



出所:リース事業協会「リース需要動向調査(2020年調査)」(2021年1月)

所有権移転外ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースのユーザーを対象に調査しました。

リースの機能



リースは持続可能な社会の実現に向けた取組に貢献しています。

中間試案に対する当協会意見

- ◆ 中間試案のファイナンス・リースに関する提案(以下「中間試案の提案」といいます。)には、以下の問題点が認められることから、当協会はこれに反対いたします。
 - ① ファイナンス・リースに関する規定が適用される範囲が不明確であり、多くの貸借型取引に負の影響を及ぼすおそれがあります。
 - ② 新たな商品開発の阻害要因となります。
 - ③ 会計制度・税制度に波及することによって、利用者の利便性が損なわれます。
 - ④ 利用権価値の評価方法が明確でなく、借手の設備調達手法を狭めます。
 - ⑤ 各種法令等との関係が全く考慮されていません。
- ◆ 本日申し述べる意見のほか、多くの論点があると考えております。これらについては、中間試案の提案を更に精査して、後日、当協会の意見書として提出いたします。

当協会意見

- ◆ 中間試案の提案は、「担保権取引としての特徴を有するファイナンス・リースを抽出して規定する。」(補足説明)としているものの、その要件は、適用される取引の範囲が不明確である上に、多くの貸借型取引(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース、賃貸借、レンタル、シェアリング、サブスクリプション等)にあてはまり、これらに対して、後述する負の影響を及ぼします。

中間試案の提案

担保権取引としての特徴を有する ファイナンス・リースの要件

- ① 利用権設定者(リース会社等の貸手)が利用権者(ユーザー)に対し、目的物の使用収益を認容するものであること
- ② 利用権者(ユーザー)が利用期間に利用権設定者(リース会社等の貸手)に対して支払う利用料の額が、目的物の取得の対価、金利その他の経費等相当額を基に算出されていること
- ③ 利用権者(ユーザー)による目的財産の使用及び収益の有無及び可否にかかわらず利用料債権が発生すること



• すべての貸借型取引において、貸主が借主に貸した物件の使用収益を認めることは当然のことであると考えます。



• 「相当額を基に算出されている」の意味が不明確です。貸借型取引において、利用期間に応じて、投下資本を回収できるよう利用料を設定することは、一般的に行われており、多くの貸借型取引が、左記要件を満たすものと評価されかねません。



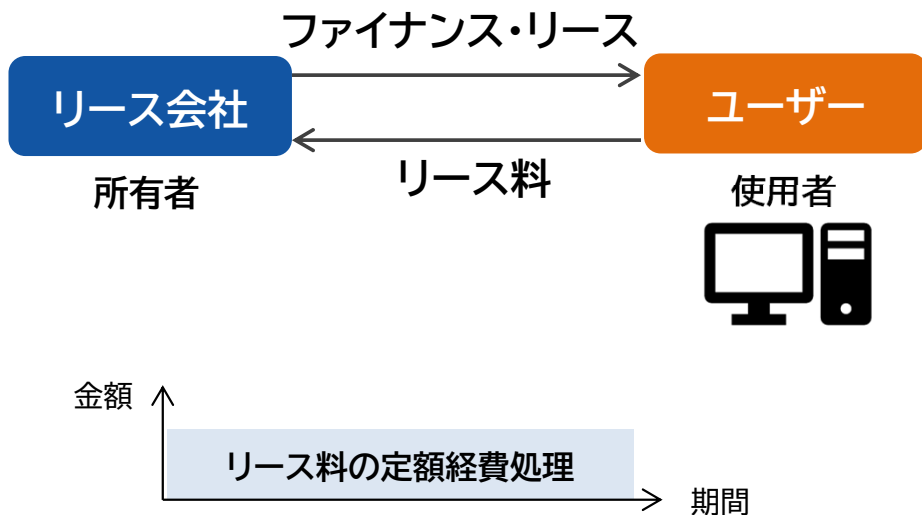
• 実務上、中途解約のためには残存賃貸借期間の賃料相当の解約金の支払いが義務付けられる旨の特約付の賃貸借契約が多く存在します。このような場合、借入人は、物件の使用及び収益の有無及び可否にかかわらず、予定された全賃貸借期間の賃料に相当する金員の支払義務を負うこととなるから、実質的に左記要件を満たすものと評価されかねません。

- ◆ 「中間試案に対する当協会意見」で指摘をしたとおり、中間試案の提案が挙げる、ファイナンス・リースに関する規定が適用される取引の特徴は、多くの貸借型取引にあてはまり得るものです。中間試案の提案を前提として法制化が行われた場合、リース会社及びユーザーとしては、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース以外のリース(以下「フルペイアウト方式以外のリース」といいます。)についても、ファイナンス・リースに係る新設規定が適用又は類推適用(以下「適用等」といいます。)される可能性があることを念頭に置いて行動しなければならないこととなります。
- ◆ しかしながら、リース業界では、ユーザーのニーズに合わせて多種多様な商品(残価付きのリース、メンテナンスを付したリース、変動リース料、特約付リース等)が日々開発されており、リース会社及びユーザーにおいて、これらのリースに対し、ファイナンス・リースに係る新設規定が適用等されるのかを判断することは極めて困難であり、予見可能性が極めて低いと指摘せざるを得ません。
- ◆ すなわち、ファイナンス・リースに係る規定を新設する場合、実務において、リース会社及びユーザーがフルペイアウト方式以外のリースを行うことを差し控えるようになることも否定できず、かかる萎縮効果が生じることにより、リース商品の開発及び普及が阻害され、ひいては企業の設備投資の後退に繋がることが強く懸念されます。

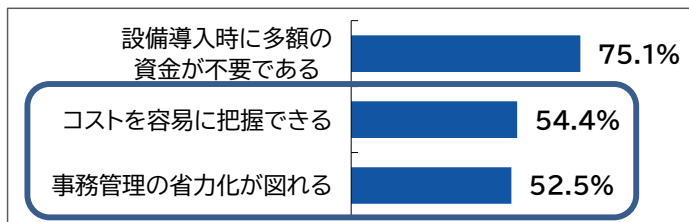
問題点③ 会計制度・税制度に波及、ユーザーの利便性が喪失します

- ◆ 中間試案の提案において、利用権設定契約を設ける趣旨は、補足説明で示されているとおり、当該契約を金融と同一視していることにありますが、このような考えの下で、民事の基本法である民法に利用権設定契約が規定された場合、貸借型取引の会計制度・税制度に影響を及ぼすことが強く懸念されます。
- ◆ つまり、**利用権設定契約とされた貸借型取引は、リース会社及びユーザーともに、金融取引類似の会計処理とすることが公正妥当な会計処理とされ、それが税制度に波及することが想定されます。**
- ◆ これによって、ユーザーの経理処理・税務処理が複雑となり、貸借型取引の利便性が著しく損なわれることとなります。特に、貸借型取引のうち、ファイナンス・リースは、中小企業等にとって重要な設備投資手段であり、その利便性が著しく損なわれることにより、中小企業等の設備投資手段が狭まり、結果として、わが国経済に負の影響を及ぼすこととなります。

現状

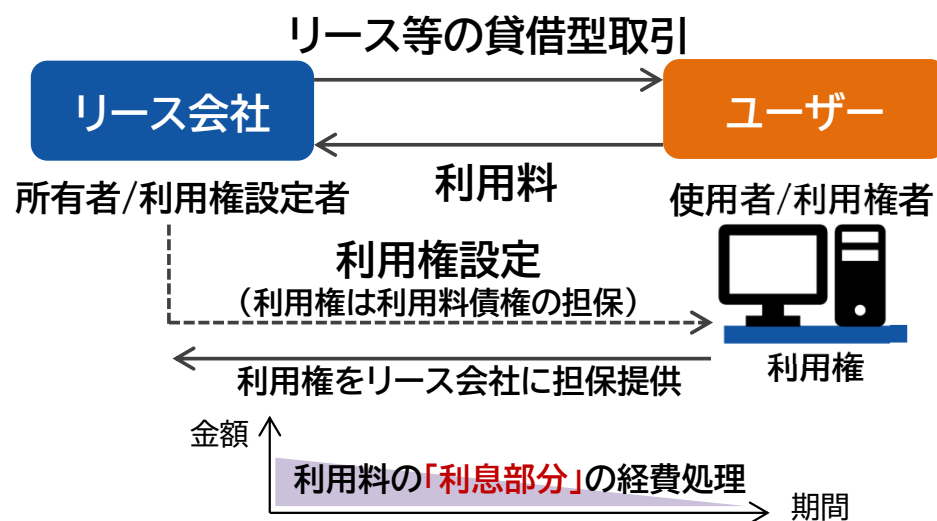


メリット

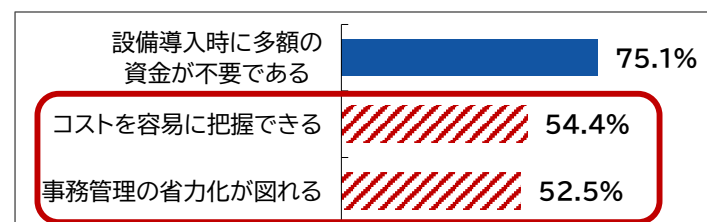


出所:P5 リース事業協会「リース需要動向調査(2020年調査)」(2021年1月)

中間試案



メリット喪失

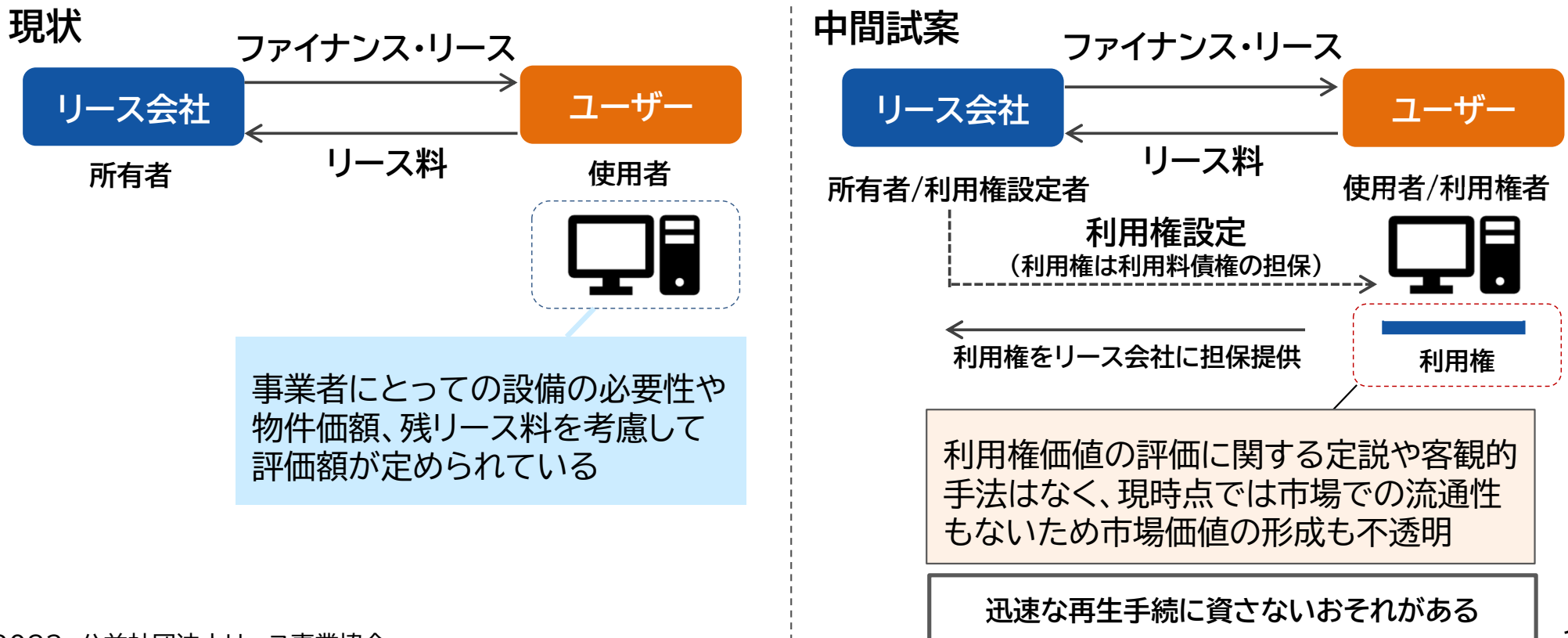


出所:P5 リース事業協会「リース需要動向調査(2020年調査)」(2021年1月)

問題点④ 利用権価値の評価方法が明確でなく、借手の設備調達手法を狭めます

- ◆ 中間試案及び補足説明においては、利用権価値の評価方法等に関する記述がありませんが、利用権価値の評価に関する定説や客観的手法はなく、現時点では市場での流通性もないため市場価値の形成も不透明であることから、利用権価値の評価を巡って無用の混乱が生じ、借手の設備調達手法を狭めるとともに、**迅速な再生手続に資さないおそれがあります**。
- ◆ 現状では、別除権又は更生担保権とされた場合、事業者にとっての設備の必要性や物件価額、リース料の残額などを考慮して、個別具体的な事案の特性に応じ、別除権又は更生担保権の評価がなされているところ、仮にファイナンス・リースが法制化された場合、利用権価値の評価方法が不明確であるため、そのような柔軟な取扱いがなされなくなるおそれがあります。

ユーザー倒産時の取扱い (リース物件の使用を継続する場合)



問題点⑤ 各種法令等との関係が全く考慮されていません

- ◆ ファイナンス・リースがわが国に導入された1963年以来、リース会社は、ファイナンス・リース又はファイナンス・リースに関与する当事者が、各種法令等に定める「賃貸借」、「賃貸」、「賃借」、若しくは「賃貸業」、又は「賃貸人」、若しくは「賃借人」に該当するものとして、各種法令等の規律に従って、ファイナンス・リース業を営んできました。
- ◆ 民法上の担保権の項目に、ファイナンス・リースに係る規定が新設された場合、わが国の設備投資に大きく貢献しているファイナンス・リースが賃貸借とは異なる概念の取引であると理解され、ファイナンス・リース又はファイナンス・リースに関与する当事者が各種法令等に定める「賃貸借」、「賃貸」、「賃借」、若しくは「賃貸業」、又は「賃貸人」、若しくは「賃借人」に該当するか否かの疑義が生じ又は強まることとなります。
- ◆ この点、政府の法令データ検索システム(<https://elaws.e-gov.go.jp/>)によれば、わが国の法令等で、「賃貸」又は「賃貸借」が含まれるものは、**2022年10月13日時点で126個存在**しており、対象となり得る法令等の数からしても実務上の影響は小さくないと考えられます。
- ◆ これを解消するためには、行政府の解釈では法的な安定性に欠くため、立法措置が必要になると考えられます。これらの疑義が解消されるまでは、法令等の解釈を巡る争い等が生じることが強く懸念され、その影響は取引当事者に幅広く及ぶこととなります。

問題点⑤ 各種法令等との関係が全く考慮されていません

犯罪収益移転防止法 2条

顧客に対し、その指定する機械類その他の物品を購入してその**賃貸(政令で定めるものに限る。)**をする業務を行う者

- ファイナンス・リースが、犯収法2条2項39号に定める「賃貸」に該当するのか、ひいてはリース会社が同項に定める特定事業者¹に該当するものとして、取引時確認義務(同法4条1項)、確認記録の作成・保存義務(同法6条1項、同条2項)、取引記録の保存義務(同条3項)、及び疑わしい取引の届出義務(同法8条1項、同条2項)を負うのか、疑義が生じる。
- なお、2008年1月30日付「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する意見の募集結果について」(警察庁)によれば、犯収法2条2項39号はいわゆるファイナンス・リース契約が特に犯罪による収益の移転に利用されるリスクが高いと考えられたことから規定されたとのことではあるが、同号及び関係政省令は、いずれも「賃貸」との文言を使用していること、及び本法制化が行われた場合、ファイナンス・リースの賃貸借としての側面が弱まることに鑑みると、なお上記の疑義が生じ得るものと考えられる。
- 犯収法上の義務に違反した場合、行政庁から是正命令を受けることがあり(犯収法18条)、この是正命令に違反すると、刑罰の対象となり、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれらが併科され(同法25条)、法人については、3億円以下の罰金となる(同法31条1号)ため、リース会社が犯収法上の義務を負うかは重大な問題であり、犯収法上の整理を行わずに、本法制化を行うことは、実務上大きな混乱を招く可能性がある。

消費生活用製品安全法 32条の14

特定保守製品を**賃貸の用に供することを業として行う者**は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない

- ファイナンス・リースが、消費生活用製品安全法32条の14第2項に定める「賃貸」に該当するとして同項に定める義務を履行しなければならないのか、疑義が生じる。

問題点⑤ 各種法令等との関係が全く考慮されていません

刑法115条

自己の所有に係るものであっても、差押えを受け、(略)賃貸し、(略)又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

- 「賃貸」には、ファイナンス・リースが含まれないのではないかと疑義が生じる。すなわち、本法制化が行われた場合、所有者によりファイナンス・リースの対象物件について刑法109条1項及び同法110条1項所定の行為が行われた際に、自己所有物の焼損として処理されるのか、他人所有物の焼損として処理されるのか疑義が生じる。
- なお、刑法120条2項及び262条の「賃貸」についても、同様にファイナンス・リースが含まれないのではないかと疑義が生じる。

地方自治法234条の3

普通地方公共団体は、(略)不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる

※その他政令で定める契約として「翌年度以降にわたり物品を借り入れ(略)る契約」が定められている。

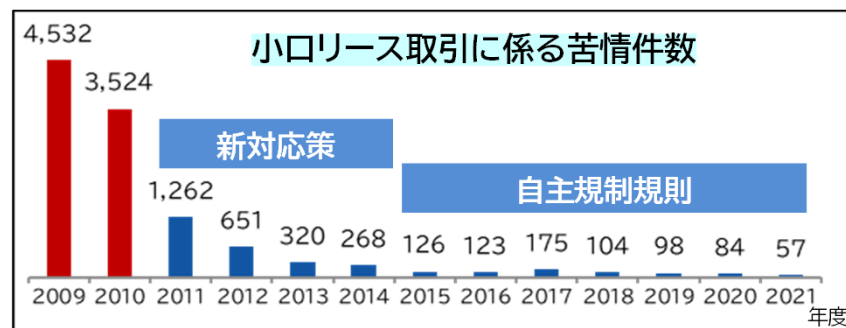
- 地方自治法234条の3及び地方自治法施行令167条の17は、①不動産賃貸借契約、②翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものについて、長期継続契約を締結することができる旨を定めているところ、実務上、ファイナンス・リース契約は、上記①及び②に該当し得るものとして取り扱われている。
- 本法制化が行われた場合、ファイナンス・リースが上記①及び②に該当するのか、ひいては、リース会社が普通地方公共団体との間で、地方自治法234条の3及び同法地方自治法施行令167条の17により、ファイナンス・リースに係る長期継続契約を締結することができるのか疑義が生じる。

参考 リース事業協会が制定する主なガイドライン

◆ 小口リース取引に係る自主規制規則(2015年1月)

- ✓ 小口リース取引におけるサプライヤーの販売行為に起因する顧客の苦情を極小化するための取組(苦情発生サプライヤーの登録、電話確認の徹底等)。

※大阪高裁の判決(大阪高判 令3・2・16 判例時報2512号17頁)は、自主規制規則について、「リース事業協会の内部規制にすぎないものではあるが、サプライヤーの販売方法に対する苦情その他の小口リース取引に係る問題がリースの社会的信用を損ねるものであるとの認識のもとに、これを改善するため、リース会社が遵守すべき業界のルールを対外的に公表したのものとして、リース会社とサプライヤーの顧客との間の私法上の権利義務の内容を考えるに当たっても参照されるべきである。」と評価

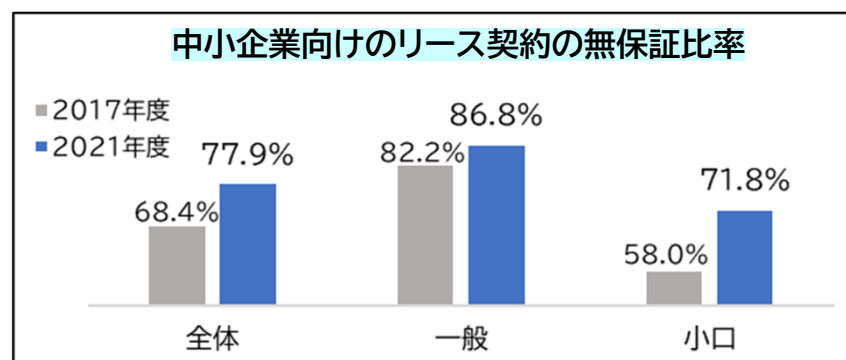


◆ 中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン(2019年5月、2023年1月改正)

- ✓ 中小企業・小規模事業者向けのリース契約に係る不必要な経営者保証の更なる削減を目指す取組。

※2023年1月改正

- 保証債務の整理において、リース会社は、経営者保証ガイドライン研究会「経営者保証ガイドライン」の対象債権者として、保証債務の整理に誠実に対応する旨を追加。



◆ 自然災害発生時におけるリース会社のユーザー対応等に関するガイドライン(2019年5月)

- ✓ 被災中小企業等からのリース料の支払猶予要請に対して、リース料の支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応を自主的に行う取組。